



近運自貨第654号の2

近運自監第718号の2

近運技保第693号の2

平成27年1月29日

一般社団法人 滋賀県トラック協会長 殿

近畿運輸局自動車交通部長

近畿運輸局自動車監査指導部長

近畿運輸局自動車技術安全部長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の徹底について

標記について、平成27年1月29日付け、国自安第215号及び国自貨第66号をもって自動車局安全政策課長及び自動車局貨物課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図られたい。

(別添)  
国自安第215号  
国自貨第66号  
平成27年1月29日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長  
自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における  
5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置の徹底について

標記について、これまで「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」(平成25年3月29日付け国自安第183号、国自貨第146号)及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における5両未満営業所に係る運行管理者の選任義務付け措置に関する取扱いについて」(平成26年3月26日付け国自安第311号、国自貨第150号)により、対象となる貨物自動車運送事業者等(以下「事業者」という。)に対する適切な対応について通達しているところであるが、運行管理者選任に関する計画書(以下「計画書」という。)の選任計画期間の満了することから、運行管理者未選任事業者に対し、下記のとおり対応することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本通達については、公益社団法人全日本トラック協会に対し、別添のとおり通知したので、その旨了知されたい。

記

1. 運行管理者試験(平成27年3月31日実施予定)までの対応  
運行管理者選任予定者に当該試験を受験させる事業者に対して、試験に向けて万全の準備を期すよう確認及び指導すること。  
また、運行管理者資格者証保有者の雇用見込み事業者に対して、雇用予定について確認し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。

2. 合格発表(平成27年4月初旬予定)後の対応  
当該試験合格の場合、事業者に対して、速やかに運行管理者資格者証の交付申請手続き及び選任届出を行うよう指導すること。

当該試験に不合格の場合は、事業者に対して、必要に応じ公共職業安定所等の利用を案内するなど運行管理者資格者証保有者を雇用し、雇用後は速やかに選任届出を行うよう指導すること。

3. 計画書の選任計画期間満了後(平成27年5月1日以降)の対応  
計画書の選任計画期間の満了する平成27年5月1日以降においても、運行管理者の選任がされない場合は、当該事業者に対して監査を実施の上、処分基準に基づき厳正に対処すること。